【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年10月11日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)

【会社名】 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

 【英訳名】
 Seven & i Holdings Co., Ltd.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長
 村田 紀敏

 【本店の所在の場所】
 東京都千代田区二番町8番地8

【電話番号】 (03)6238-3000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町8番地8

【電話番号】 (03)6238-3000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次			第8期 第2四半期 連結累計期間		第9期 第2四半期 連結累計期間		第8期
会計期間		自至	平成24年 3 月 1 日 平成24年 8 月31日	自至	平成25年3月1日 平成25年8月31日	自至	平成24年 3 月 1 日 平成25年 2 月28日
営業収益	(百万円)		2,450,662		2,807,664		4,991,642
経常利益	(百万円)		147,126		164,813		295,836
四半期(当期)純利益	(百万円)		66,912		83,352		138,064
四半期包括利益又は包括和	闯益 (百万円)		81,874		144,911		196,778
純資産額	(百万円)		1,910,440		2,107,709		1,994,740
総資産額	(百万円)		4,076,055		4,739,926		4,262,397
1株当たり四半期(当期) 金額) 純利益 (円)		75.73		94.34		156.26
潜在株式調整後1株当たり (当期)純利益金額	ク四半期 (円)		75.68		94.27		156.15
自己資本比率	(%)		44.5		42.2		44.4
営業活動によるキャッシュ	ュ・フロー (百万円)		254,498		311,205		391,406
投資活動によるキャッシュ	ュ・フロー (百万円)		130,447		161,388		340,922
財務活動によるキャッシュ	ュ・フロー (百万円)		11,978		33,991		10,032
現金及び現金同等物の四章 (期末)残高	半期末 (百万円)		846,473		989,737		800,087

回次		第8期 第2四半期 連結会計期間	第9期 第2四半期 連結会計期間		
会計期間	自至	平成24年 6 月 1 日 平成24年 8 月31日	自至	平成25年6月1日 平成25年8月31日	
1株当たり四半期純利益金額(円)		38.85		51.97	

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

<スーパーストア事業>

当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社イトーヨーカ堂が、株式会社ダイイチの第三者割当により発行した株式の総額を引き受けたことにより、同社は持分法適用の範囲に含めております。

² 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ (当社および連結子会社) が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における小売業を取り巻く環境は、昨年末以降の政府の景気対策が下支えとなり、個人消費におきましては高額品などの一部に緩やかな回復が見られましたが、日常的な消費に関しては大きな変化がなく推移いたしました。

このような環境の中、当第2四半期連結累計期間における営業収益は、主にコンビニエンスストア事業と金融関連事業が牽引し、2,807,664百万円(前年同期比114.6%)と二桁の増収となりました。営業利益は、コンビニエンスストア事業と金融関連事業を中心に増益となり、164,583百万円(前年同期比111.8%)、経常利益は164,813百万円(前年同期比112.0%)、四半期純利益は83,352百万円(前年同期比124.6%)となりました。当第2四半期連結累計期間における営業利益、経常利益、四半期純利益はともに過去最高の数値を達成いたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における円安による押し上げ影響は、営業収益におきまして約1,651億円、営業利益におきまして約25億円となりました。

また、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」におきましては、お客様の求める品質や価値を追求するため、既存商品のリニューアルを推進するとともに、専門店、繁盛店と同等以上の品質を追求した「セブンゴールド」の開発および販売にも注力いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間における「セブンプレミアム」の売上は3,250億円となり、年間計画6,500億円に対して好調に推移いたしました。

なお、株式会社セブン - イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc. におけるチェーン全店売上を含めた「グループ売上」は、4,752,416百万円(前年同期比113.1%)となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメントの営業概況は以下のとおりであります。

コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は1,277,201百万円(前年同期比137.9%)、営業利益は128,775百万円(前年同期比110.5%)となりました。

国内事業におきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンが平成25年3月に徳島県と香川県へ出店地域を拡大するなど積極的な出店を推進し、当第2四半期連結累計期間では過去最高となる950店舗を出店した結果、同年8月末時点の店舗数は42都道府県で15,831店舗(前期末比759店舗増)となりました。商品面では「近くて便利」なお店の実現に向けて、お客様の求める品質とおいしさにこだわったファスト・フード商品の開発に注力するとともに、「セブンプレミアム」および「セブンゴールド」の品揃えを強化いたしました。さらに、上質なセルフ式のドリップコーヒー「SEVEN CAFÉ(セブンカフェ)」の導入を推進し、当初計画を大幅に上回る販売数となりました。なお、同年9月までに全店へ導入しております。これらの結果、既存店売上伸び率は前年を上回って好調に推移し、平成24年8月以来13ヶ月連続でプラスとなりました。自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は1,901,579百万円(前年同期比107.5%)となりました。

北米事業におきましては、7-Eleven, Inc.が平成25年6月末時点で5,994店舗(前期末比124店舗増)のフランチャイズ店を含む8,202店舗(前期末比84店舗増)を展開しております。ファスト・フード商品やプライベートプランド商品の開発および販売に注力したことに加え、ノンアルコール飲料等の売上が伸長したことなどにより、米国既存店商品売上伸び率はプラスとなりました。なお、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、商品売上、ガソリン売上ともに伸長したことにより、1,286,926百万円(前年同期比145.8%)となりました。

中国事業におきましては、平成25年6月末時点で北京市に139店舗、天津市に56店舗、成都市に78店舗を運営しております。

四半期報告書

スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は996,830百万円(前年同期比100.7%)、営業利益は11,810百万円(前年同期比127.5%)となりました。

国内の総合スーパーは、株式会社イトーヨーカ堂が平成25年8月末時点で177店舗(前期末比3店舗増)を運営しております。また、平成25年7月には北海道地区での食品小売分野の事業基盤強化を図るため、帯広市を中心として地域に密着した食品スーパーマーケットを展開している株式会社ダイイチとの業務・資本提携を締結いたしました。なお、株式会社ダイイチは当社の持分法適用関連会社となりました。

販売面では、接客販売強化による商品価値を訴求するとともに、婦人ファッション「GALLORIA(ギャローリア)」などのプライベートブランド商品の品揃え拡充や食品分野において「セブンプレミアム」の販売を強化いたしました。既存店売上伸び率は、天候影響に加え、食品を中心とした頻度品が伸び悩んだことなどにより前年を下回りましたが、衣料品を中心とした荒利率の改善と経費削減により収益性は改善いたしました。

国内の食品スーパーは、平成25年8月末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に185店舗(前期末比1店舗増)、株式会社ヨークマートが首都圏に73店舗(前期末比2店舗増)を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは差別化商品として惣菜を強化するため、子会社の株式会社ライフフーズにおいて新工場を平成25年3月より稼動し、様々な生活シーンに応じたメニュー提案を強化いたしました。既存店売上伸び率は、主に生鮮相場安の影響などにより若干の前年割れとなりました。

ベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、平成25年8月末時点で89店舗を運営しております。

中国におきましては、平成25年6月末時点で北京市に総合スーパー9店舗、四川省成都市に総合スーパー5店舗をそれぞれ展開しております。

百貨店事業

百貨店事業における営業収益は421,681百万円(前年同期比98.9%)、550百万円の営業損失となりました。 株式会社そごう・西武は、西武池袋本店の店舗改装効果を最大化し、改装の成功事例を他の店舗へ波及させる 取り組みとして、基幹店舗であるそごう横浜店とそごう大宮店の改装を実施いたしました。売場の魅力を高めて 差別化を推進することを目的に、商品面では自主企画商品および自主編集売場の取り組みを強化するとともに、 サービス面においても、商品に関する高い専門知識をもった販売員の増員やお客様のニーズに合ったコンサル ティング機能の拡充を図りました。既存店売上伸び率は、ラグジュアリーブランドや美術・宝飾品が好調に推移 したことにより前年を上回りましたが、荒利率の低下などにより利益は伸び悩みました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、平成25年8月末時点で85店舗(前期末比3店舗増)を運営しております。

フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は40,718百万円(前年同期比101.2%)、営業利益は865百万円(前年同期比191.8%)となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズにおきましては、レストラン事業部門は平成25年8月末時点で475店舗(前期末比1店舗減)を運営しております。レストラン事業部門の既存店売上伸び率は、主力メニューアイテムの強化や接客力の向上などが奏功したことにより前年を上回って好調に推移いたしました。

金融関連事業

金融関連事業における営業収益は78,352百万円(前年同期比110.4%)、営業利益は22,856百万円(前年同期 比122.9%)となりました。

株式会社セブン銀行は、当第2四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数は111.5件(前年同期差1.0件減)となりましたが、平成25年8月末時点のATM設置台数が18,793台(前期末比871台増)まで拡大したことにより、総利用件数は着実に増加いたしました。

クレジットカード事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード」と株式会社セブンCSカードサービスが発行する「クラブ・オン/ミレニアムカード セゾン」の会員数は順調に増加いたしました。電子マネー事業におきましても、「nanaco」の発行件数および利用件数はともに拡大いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ189,649百万円増加し989,737百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得た資金は、311,205百万円(前年同期比122.3%)となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が19,940百万円、預り金の増減額が44,647百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、161,388百万円(前年同期比123.7%)となりました。これは、おもにコンビニエンスストア事業およびスーパーストア事業において、積極的な投資を行ったことなどにより、有形固定資産の取得による支出が44,641百万円増加したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得た資金は、33,991百万円(前年同期は11,978百万円の支出)となりました。これは、当社において社債の償還による支出が40,000百万円あった一方、社債の発行による収入が99,700百万円あったことなどによるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新 たに生じた課題はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	4,500,000,000		
計	4,500,000,000		

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年 8 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

一 がい口がは、				
決議年月日	平成25年8月6日			
新株予約権の数(個)	249			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	24,900			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1			
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月28日			
ניונאָ אַ וויע אַרנייי ני ארועני	至 平成45年8月7日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 3,457			
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)2			
新株予約権の行使の条件	(注)3			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役			
別で 1、当にはい成点とに対する事項	会の承認を要するものとする。			
代用払込みに関する事項	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4			

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合 は、これを切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
 - (1)新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (3)新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4)新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行 使することができる期間の末日までとする。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第11回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年 5 月23日および平成25年 8 月 6 日
新株予約権の数(個)	1,105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	110,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成26年 2 月28日 至 平成55年 8 月 7 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,306 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合 は、これを切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1)新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2)新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4)新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第12回新株予約 権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行 使することができる期間の末日までとする。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置 会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第12回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9)新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月1日		886.441		E0, 000		975 406
~ 平成25年 8 月31日	-	000,441	-	50,000	-	875,496

(6)【大株主の状況】

平成25年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地 3	68,901	7.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	42,998	4.85
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	37,019	4.18
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	19,664	2.22
伊藤雅俊	東京都港区	16,801	1.90
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.83
野村證券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	15,734	1.78
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,069	1.59
ザバンクオブニューヨークトリー ティージャスデックアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS.35 KUNSTLAAN.1040 BRUSSELS.BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	14,036	1.58
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 1 号 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号)	13,777	1.55
計	-	259,225	29.24

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち36,998千株は信託業務(証券投資 信託等)の信託を受けている株式であります。
 - 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち32,712千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,847,700	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 50,500	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 882,917,100	8,829,171	-
単元未満株式	普通株式 626,683	-	-
発行済株式総数	886,441,983	-	-
総株主の議決権	-	8,829,171	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。 なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,847,700	ı	2,847,700	0.32
(相互保有株式) プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原 市南区麻溝台1 丁目7番1号	45,400	-	45,400	0.01
(相互保有株式) アイング株式会社	東京都千代田区 麹町二丁目14番 地	5,100	-	5,100	0.00
計	-	2,898,200	-	2,898,200	0.33

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)および第2四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年 2 月28日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成25年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	710,968	779,712
受取手形及び売掛金	285,817	315,656
営業貸付金	64,053	63,768
有価証券	110,024	230,021
商品及び製品	159,645	169,557
仕掛品	175	183
原材料及び貯蔵品	2,465	2,624
前払費用	33,954	39,192
繰延税金資産	34,493	37,045
その他	258,886	323,249
貸倒引当金	4,955	4,883
流動資産合計	1,655,528	1,956,127
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	631,992	692,026
工具、器具及び備品(純額)	171,735	206,776
土地	627,251	667,911
リース資産(純額)	16,892	17,088
建設仮勘定	31,203	30,717
その他(純額)	3,439	2,934
有形固定資産合計	1,482,514	1,617,455
無形固定資産		
のれん	245,402	275,544
ソフトウエア	37,178	36,963
その他	132,832	136,299
無形固定資産合計	415,413	448,807
投資その他の資産		
投資有価証券	163,456	174,036
長期貸付金	18,017	18,022
前払年金費用	31,786	31,728
差入保証金	400,867	404,601
建設協力金	7,609	598
繰延税金資産	32,943	32,146
その他	60,626	62,525
貸倒引当金	6,671	6,376
投資その他の資産合計	708,636	717,283
固定資産合計	2,606,564	2,783,546
繰延資産		2,.00,010
創立費	28	21
開業費	275	230
	304	252
資産合計	4,262,397	4,739,926

	前連結会計年度 (平成25年 2 月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	328,800	412,354
短期借入金	145,750	124,250
1年内返済予定の長期借入金	124,857	168,519
1年内償還予定の社債	63,999	44,000
未払法人税等	34,827	51,549
未払費用	85,443	97,315
預り金	136,850	193,095
販売促進引当金	15,262	17,414
賞与引当金	13,293	14,595
役員賞与引当金	342	171
商品券回収損引当金	3,406	3,047
災害損失引当金	143	116
銀行業における預金	325,444	366,346
その他	256,156	262,636
流動負債合計	1,534,579	1,755,41
固定負債		
社債	229,983	364,985
長期借入金	281,893	272,832
コマーシャル・ペーパー	6,579	-
繰延税金負債	34,801	41,240
退職給付引当金	4,613	5,195
役員退職慰労引当金	2,124	1,989
長期預り金	55,089	54,636
資産除去債務	51,170	56,436
その他	66,822	79,487
固定負債合計	733,077	876,804
負債合計	2,267,656	2,632,216
純資産の部		, ,
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,873	526,849
利益剰余金	1,393,935	1,448,176
自己株式	7,142	7,085
株主資本合計	1,963,666	2,017,940
その他の包括利益累計額	.,,,,,,,,,	_,,,,,,
その他有価証券評価差額金	7,416	9,893
繰延ヘッジ損益	7,410	3,090
為替換算調整勘定	79,914	28,756
その他の包括利益累計額合計	72,503	18,866
新株予約権	1,538	1,928
少数株主持分	102,038	106,707
純資産合計	1,994,740	2,107,709
負債純資産合計	4,262,397	4,739,926

(単位:百万円)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日
	至 平成24年8月31日)	至 平成25年8月31日)
営業収益	2,450,662	2,807,664
売上高	2,030,994	2,337,457
売上原価	1,574,207	1,854,068
売上総利益	456,786	483,388
営業収入	¹ 419,668	1 470,207
営業総利益	876,455	953,596
販売費及び一般管理費	² 729,260	² 789,012
営業利益	147,195	164,583
営業外収益		
受取利息	2,663	2,751
持分法による投資利益	1,154	2,067
その他	1,755	3,255
営業外収益合計	5,573	8,074
営業外費用		
支払利息	2,469	3,299
社債利息	1,435	1,458
その他	1,737	3,086
営業外費用合計	5,642	7,845
経常利益	147,126	164,813
特別利益		
固定資産売却益	331	421
補助金収入	-	1,881
受取補償金	214	-
その他	437	55
特別利益合計	983	2,358
特別損失		
固定資産廃棄損	3,422	4,709
減損損失	9,607	5,209
固定資産圧縮損	-	1,881
その他	4,067	4,418
特別損失合計	17,097	16,219
税金等調整前四半期純利益	131,012	150,953
法人税、住民税及び事業税	52,710	61,565
法人税等調整額	5,107	459
法人税等合計	57,817	61,106
少数株主損益調整前四半期純利益	73,194	89,847
少数株主利益	6,282	6,494
四半期純利益	66,912	83,352

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	73,194	89,847
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,544	2,502
繰延へッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	6,134	52,474
持分法適用会社に対する持分相当額	1	86
その他の包括利益合計	8,679	55,064
四半期包括利益	81,874	144,911
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	75,530	136,989
少数株主に係る四半期包括利益	6,344	7,922

(単位:百万円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 (自 平成25年3月1日 至 平成24年8月31日) 至 平成25年8月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 131,012 税金等調整前四半期純利益 150,953 減価償却費 73,885 71,640 減損損失 9.607 5,209 のれん償却額 6,981 9,048 受取利息 2,663 2,751 支払利息及び社債利息 3,904 4,758 持分法による投資損益(は益) 1,154 2,067 固定資産売却益 331 421 固定資産廃棄損 4,709 3,422 補助金収入 1,881 固定資産圧縮損 1,881 17,236 売上債権の増減額(は増加) 26,258 営業貸付金の増減額(は増加) 2,356 284 たな卸資産の増減額(は増加) 894 4,746 仕入債務の増減額(は減少) 45,714 74,207 預り金の増減額(は減少) 4,887 49,535 銀行業における借入金の純増減(は減少) 10,000 6,900 銀行業における社債の純増減(は減少) 30,000 55,000 銀行業における預金の純増減(は減少) 9,381 40,901 銀行業におけるコールローンの純増減(8,800 加) 銀行業におけるコールマネーの純増減(は減 24,000 38,700 少) A T M未決済資金の純増減 (は増加) 10,669 34,172 8,484 その他 5,248 小計 309,944 358,715 1,945 利息及び配当金の受取額 1,819 利息の支払額 3,640 4,710 法人税等の支払額 44,744 53,624 営業活動によるキャッシュ・フロー 254,498 311,205 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 111.830 156,472 有形固定資産の売却による収入 789 2,775 無形固定資産の取得による支出 7,686 7,625 投資有価証券の取得による支出 92,500 85,652 投資有価証券の売却による収入 89,022 84,503 差入保証金の差入による支出 12,554 16,132 差入保証金の回収による収入 16,517 23,101 預り保証金の受入による収入 1,797 1,982 預り保証金の返還による支出 2,267 2,218 事業取得による支出 10,758 6,077 定期預金の預入による支出 2,749 5,569 4,006 定期預金の払戻による収入 8,982 その他 2,233 2,986 投資活動によるキャッシュ・フロー 130,447 161,388

		(112113)
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,990	14,600
長期借入れによる収入	74,350	47,500
長期借入金の返済による支出	26,653	31,407
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	-	171,337
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	22,014	162,053
社債の発行による収入	-	99,700
社債の償還による支出	-	40,000
配当金の支払額	29,162	29,132
少数株主への配当金の支払額	3,157	3,230
その他	3,351	4,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,978	33,991
現金及び現金同等物に係る換算差額	692	5,841
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	112,765	189,649
現金及び現金同等物の期首残高	733,707	800,087
現金及び現金同等物の四半期末残高	846,473	989,737

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社イトーヨーカ堂が、株式会社ダイイチの第三者割当により発行した株式の総額を引き受けたことにより、同社は持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法について、従来、在外連結子会社および一部の国内連結子会社を除き定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に統一致しました。

この変更は、事業内容や当社グループを取り巻く事業環境の変化に伴い、主要子会社である株式会社セブン・イレブン・ジャパンにおける店舗資産への投資拡大や、株式会社イトーヨーカ堂の消費者ニーズに対応した大型ショッピングセンターへの投資を契機とし、定率法を採用しているその他の会社の有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、各社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、当社グループにおいて、定額法を採用したほうが収益と費用の対応関係がより適切であり、当社グループの経営実態をより適切に反映させることができると判断し、第1四半期連結会計期間において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益がそれぞれ14,063百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

1

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

株式会社セブン - イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入263,337百万円、64,329百万円は、営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上はそれぞれ1,722,926百万円、354,520百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)

株式会社セブン - イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入289,664百万円、81,960百万円は、営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上はそれぞれ1,852,478百万円、459,083百万円であります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 8 月31日)
宣伝装飾費	59,537百万円	63,729百万円
従業員給与・賞与	182,672	198,378
賞与引当金繰入額	14,194	14,541
退職給付費用	8,587	7,047
地代家賃	133,480	146,642
減価償却費	70,326	67,836

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 8 月31日)		
現金及び預金	675,170百万円	779,712百万円		
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	191,000	230,000		
預入期間が3か月を超える定期預金及び 譲渡性預金	19,697	19,974		
現金及び現金同等物	846,473	989,737		

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 5 月24日 定時株主総会	普通株式	29,156百万円	33円	平成24年 2 月29日	平成24年 5 月25日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月 4 日 取締役会	普通株式	27,390百万円	31円	平成24年8月31日	平成24年11月15日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 5 月23日 定時株主総会	普通株式	29,157百万円	33円	平成25年 2 月28日	平成25年 5 月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月 3 日 取締役会	普通株式	29,158百万円	33円	平成25年8月31日	平成25年11月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

			報告セグメント				÷D *** **	四半期連結	
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業	計	調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
営業収益									
外部顧客への営業収益	926,171	984,481	425,821	39,770	60,767	13,651	2,450,662	-	2,450,662
セグメント間の内 部 営業収益又は振 替高	238	5,370	737	459	10,182	11,855	28,842	28,842	1
計	926,410	989,851	426,558	40,229	70,949	25,506	2,479,505	28,842	2,450,662
セグメント利益又は 損失()	116,505	9,264	1,286	451	18,595	2,018	148,121	926	147,195

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 926百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (のれんの金額の重要な変動)

「コンビニエンスストア事業」セグメントにおいて、北米における事業取得に伴い、のれんが14,511百万円増加しております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客に対する営業収益	1,790,552	609,013	51,097	2,450,662	-	2,450,662
所在地間の内部営業収益 又は振替高	263	40	-	304	304	-
計	1,790,816	609,053	51,097	2,450,967	304	2,450,662
営業利益又は損失()	131,237	15,510	443	147,191	3	147,195

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他の地域に属する国は、中国であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セグメント						<u> </u>	四半期連結
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連事業	その他の 事業	計	調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
営業収益									
外部顧客への営業収益	1,276,970	992,389	420,877	40,287	66,310	10,829	2,807,664	-	2,807,664
セグメント間の内 部 営業収益又は振 替高	230	4,441	804	431	12,042	13,909	31,858	31,858	-
計	1,277,201	996,830	421,681	40,718	78,352	24,738	2,839,523	31,858	2,807,664
セグメント利益又は 損失()	128,775	11,810	550	865	22,856	1,345	165,101	517	164,583

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 517百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、在外連結子会社および一部の国内連結子会社を除き定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に統一しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は、「コンビニエンスストア事業」で7,017百万円、「スーパーストア事業」で4,821百万円、「百貨店事業」で135百万円、「フードサービス事業」で88百万円、「金融関連事業」で1,609百万円、「その他の事業」で296百万円、「調整額」の全社で95百万円それぞれ増加しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (のれんの金額の重要な変動)

「コンビニエンスストア事業」セグメントにおいて、北米における事業取得に伴い、のれんが5,406百万円増加しております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

	(十座:日/313)					
	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客に対する営業収益	1,822,906	927,758	56,999	2,807,664	-	2,807,664
所在地間の内部営業収益 又は振替高	392	59	-	452	452	-
計	1,823,298	927,818	56,999	2,808,116	452	2,807,664
営業利益又は損失()	149,273	16,289	995	164,567	16	164,583

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他の地域に属する国は、中国であります。

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)	
(1) 1株当たり四半期純利益金額	75円73銭	94円34銭	
(算定上の基礎)			
四半期純利益金額(百万円)	66,912	83,352	
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	66,912	83,352	
普通株式の期中平均株式数(千株)	883,528	883,560	
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	75円68銭	94円27銭	
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額(百万円)	4	8	
(うち少数株主利益)	(4)	(8)	
普通株式増加数(千株)	501	574	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年10月3日開催の取締役会におきまして、第9期の中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額......29,158百万円
- (ロ) 1株当たりの金額.......33円00銭
- (八) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年11月15日
- (注)平成25年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 正己 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 賢二 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野口 昌邦 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプン&アイ・ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法について、在外連結子会社および一部の国内 連結子会社を除き定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。